

国土建第8号  
平成31年4月5日

一般社団法人日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

今般、元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づき、元号を定める政令（政令第百四十三号）が制定され、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から元号が「令和」に改められることに伴い、「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月1日付け新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ）（別添1）が示されました。

この方針に基づき、建設業許可等における新元号の取扱いについて下記のとおりといたしましたので、貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

①改元日前までに作成した文書等

・建設業許可等に係る文書（注）について「平成」（「平成」を意味する記号を含む。以下同じ。）を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効なものとする。

例えば、改元前に発行された許可通知書等について「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効なものとなる。

なお、改元日前（平成31年4月30日）までに作成した建設業許可通知書等については、有効期間の満了日の表記は「平成」の表記となることを、念のため、申し添える。

（例）許可の有効期間 平成31年4月26日から平成36年4月25日まで

注：建設業の許可行政庁、解体工事業者の登録行政庁、登録経営状況分析機関、指定試験機関又は指定資格者証交付機関が作成した通知書等の文書や建設業者又は前金保証事業を営む会社等が作成した申請書等をいう。②において同じ。

## ②改元日以降に作成する文書等

- ・建設業許可等に係る文書について、元号を用いて改元日以降の年を表示するときは、「令和」（「令和」を意味する記号を含む。以下同じ。）で表示するものとする。ただし、「平成」の表示が残る場合であっても当該表示は有効なものとし、混乱を避けるため、必要に応じ、訂正印や手書きによる訂正等を行うものとする。

※建設業法施行規則、解体工事業に係る登録等に関する省令、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令、施工技術検定規則、建設機械抵当法施行規則及び公共工事の前払保証事業に関する法律施行規則に規定されている様式については、現在、新元号への改正作業を行っており、改元の日から施行する予定である。

※許可事務ガイドラインに規定されている様式についても、現在、改正作業を行っており、改元の日から施行する予定である。

※本年 5 月 1 日以降に建設業許可処理システムで発行する許可通知書等については、自動的に新元号で発行できるようシステムを改修中である。

以上